

-
- 種 別 : 個人
 - 役 職 : 年金数理人
 - 氏 名 : 大山義広
-

■コメント：

【質問 1 及び質問 2 に関するコメント】

同意します。

【質問 3 に関するコメント】

特にありません。

【質問 4 に対するコメント】

実務対応報告公開草案第 47 号（以下「実務上の取扱い（案）」）の第 5 項に規定する「分類の再判定」について 1 点コメントいたします。

《検討していただきたい事項》

施行規則第 64 条の規定に基づく掛金（以下、特例掛金）を実際に拠出する場合、拠出金額と拠出日を規約に追加記載する変更手続きが必要です。

この特例掛金を拠出する場合には、第 5 項に規定する「分類の再判定」が行われるのかどうかを取扱いの中に明確に記載していただけますよう、よろしくご検討ください。

《理由》

特例掛金が拠出される事態は想定されるものの、第 17 項において、「実際に拠出する場合は稀と想定されるため、本実務対応報告における会計上の退職給付制度の分類（第 3 項参照）を検討するにあたっては、考慮の対象としていない。」とされ、分類の検討に当たっての考慮の対象から除外されたことが明示されています。

一方、かかる規約変更が行われた場合において、第 5 項に規定する「分類の再判定」に関する記述がなく、その取扱いについて疑問が生じておるため、明確化のご検討をお願いする次第です。

以上